

2、これまで門真市内で起こった部落差別や民族差別事件としては、いつ、どのようなものがあるか。また、それに対して行政はどのような対応をとったか。差別を批判する見解を公表したり、啓発したりしてきたのではないか。

3、出生や民族、国籍などの属性そのものを非難攻撃することは、落書きであれ、口頭であれ、プラカードであれ、差別行為として批判されるべきではないか。とりわけそれを公衆の面前での演説やシュプレヒコール、デモで行うことや、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇などのデマを使った民族憎悪扇動をすることは、特に悪質な差別行為ではないか。

攻撃対象にされる住民が、それによっていかに傷つけられ、恐怖を感じるか。子どもたちにいかに悪影響を与えるか。長年の人権教育、人権行政がいかに破壊されてしまうかを考えたとき、これは絶対にゆるがせにできない問題です。市の見解を問います。

4、門真市内でそういう差別の宣伝やデモ事件が起こった場合は、市は最低限事実の調査確認を行って、行政としての批判見解と市民啓発をすべきだが、どうか。

5、この手の〇〇〇が、役所や公共施設にもどなり込んで執拗に攻撃することも各地で起こっているの、それへの対策方法を門真市でも確立しておくべきです。不当要求行為や業務妨害行為、庁舎管理規則違反への該当基準をしっかりと定め、対処方法、文書や音声、映像での記録、指揮系統、警察との連携などの具体をしっかりと定めて、全庁的に共通認識をつくっておく必要があるが、どうか。対処の責任部署はどこか。

<総務部答弁> 抜粋

民族差別脅迫を許さない人権行政についてであります。まず不当要求行為や業務妨害行為、公衆への迷惑行為、庁内管理規則違反についてであります。

本庁舎における業務妨害行為並びに公衆への迷惑行為につきましては、

門真市庁舎管理規則で禁止行為としており、庁舎管理規則違反をした場合は、庁舎取り締まり事務を統括する管財課長がその行為を停止し、是正を命じ、また立ち入りを禁止し、退去を命ずることとしております。また、退去に応じない場合は、警察と連携し対応しているところでございます。

また、今日的な課題である不当要求行為に対しても、門真市不当要求行為等防止に関する要綱を定め、組織的に対応するよう庁内体制の整備に努めているところであり、不当要求行為等の防止に関する基本となるべき対策事項を審議するための不当要求行為等防止対策委員会の委員長には、総務部を担当する副市長を充て、委員会の庶務は総務部管財課が行うこととし、不当要求行為等に対して組織的に対処するため、各課の所属長を不当要求行為等防止責任者としております。

今後につきましては、不当要求行為等の判断基準を定め、議員御指摘の共通認識の構築に向け、マニュアルづくり等を検討してまいりたいと考えております。

また、本庁舎以外の各施設におきましては、各施設の管理者が責任者として同様に対応することといたしておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

総務部管財課の状況

・平成19年2月19日 門真市不当要求行為等防止に関する要綱施行

「本市の事務事業に対するあらゆる不当要求行為等に対し、組織的な取り組みを行うことにより、当該事案に適切に対処し、もって職員の安全及び事務事業の円滑かつ適正な執行の確保を図るもの。」

・平成19年3月15日 門真市行政対象暴力対策連絡協議会設置要綱施行

「不当な利益を得る目的で地方公共団体等の行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為である行政対象暴力について、門真市と大阪府門真警察署は相互の連携の強化を図り、もって行政対象

暴力を予防し又は排除するため、設置するもの。」

・平成19年4月19日 門真市行政対象暴力対策連絡協議会発足式を開催

門真市役所第3会議室にて、大阪府警察本部、大阪府門真警察署、大阪府暴力追放推進センター、門真市長、門真市行政対象暴力対策連絡協議会委員の計31名で開催し、大阪府警察本部捜査第四課暴力団対策室より「行政対象暴力の現状と対策」について、御講演いただきました。

・平成23年7月26日 門真市行政対象暴力対策連絡協議会研修会を開催

門真市保健福祉センターにて、門真市行政対象暴力対策連絡協議会委員、門真市不当要求行為等防止責任者の計70名が参加し、大阪府門真警察署より「門真市内における暴力団犯罪について」、また、大阪府警察本部捜査第四課暴力団対策室より「大阪府暴力団排除条例の概要」について、御講演いただきました。

・平成25年2月6日 行政対象暴力対応マニュアルを作成・配布

市職員は、公正な市政運営を推進し、市民との信頼関係の確保が求められるとともに、法令遵守を前提として公平かつ公正な公務の遂行に当たることが強く求められています。法令遵守の徹底と十分な説明責任を果たすことを職員一人ひとりが認識し、行政対象暴力に対しては、組織として毅然とした態度で臨むという意識を持つことが、適切に対応する第一歩であり、対応マニュアルを作成いたしました。

・平成25年2月15日 門真市行政対象暴力対策連絡協議会研修会を開催

門真市立文化会館にて、門真市行政対象暴力対策連絡協議会委員、門真市不当要求行為等防止責任者及び研修会の参加を希望する職員の計79名が参加し、大阪府警察本部捜査第四課暴力団対策室より「行政対象暴力の対応」について、御講演いただきました。

このような取組みを行っており、職員に対しまして、庁内ネットワークにて「行政対象暴力対応マニュアル」を配布するとともに、平成23年度より毎年度、研修会を実施し行政対象暴力に対し、毅然と対応できる意識づくりを図っております。

門真市議会 平成25年3月定例会

＜戸田議員質問＞抜粋

5、近年どういう人権侵害問題が起こっているか、それにどう対処すべきか等については、市民部人権政策課が主軸になって情報を集め、分析し、庁内及び市民への啓発を行うべきと思うがどうか。

6、人権政策課には、そういったことにすぐれた問題意識と見識を持った職員を配置すべきと思うが、どうか。実際の人員配置はそのようになっているか。ヘイトスピーチデモ問題について、何か研修を受けたことはあるか。

＜総務部答弁＞抜粋

人権政策課の職員の配置についてであります。議員御指摘のような資質を有する職員の配置は必要であると考えており、配属に当たっては、人権問題等に適切に対応できる知識と能力を持った職員の配置を行っております。

総務部人事課の状況

人事課では、人権問題にかかるさまざまな課題を理解し、その解決に取り組むことができる職員の育成を目的に市の人権施策の中心となる人権政策課との連携を密にし、様々な研修を行っております。具体には、全職員を対象とした「人権問題研修（特別講演）」を毎年テーマを変え、3テーマ実施しております。

平成24年度は、「外国人の人権問題を考える」、「ハンセン病問題」、

「同和問題」をテーマに実施し、計 154 名が受講しております。

今年度は、平成 25 年 8 月に「子どものいじめ問題について」、先日は、「発達障がいについて」を実施しました。また、来週には、「ヘイトスピーチ」をテーマに特別講演を実施します。

職員の目指すべき姿を示した「門真市人材育成基本方針」においても、職員一人ひとりが高い人権意識を持つことを「重要な資質」と位置づけており、他にも新規採用職員研修でリバティおおさかの見学、部落解放人権大学を始めとする派遣研修等について、引き続き人権政策課と連携して実施していきます。